

平成28年9月30日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消して、本件不支給分の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を平成○年○月とする特老厚年金の裁定をし、平成○年○月以前の分は時効により消滅したとして支給せず、同年○月分から支給する旨の処分(以下「原処分」といい、時効消滅により不支給とされた部分を「本件不支給分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由の要旨は、本裁決書添付別紙1、2に記載のとおりである。

第3 問題点

1 厚年法附則第8条の規定によれば、特老厚年金は、60歳以上であって、1年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有し、厚年法第42条第2号(国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること)に該当する場合に支給される。

また、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による改正前の厚年法第92条第1項は、

保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定しているのであるが、保険者は、裁定請求が受給権発生から5年以上経過した後になされた場合であっても、当該裁定請求自体はこれを是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期日ごとに発生する保険給付の支給を受ける権利については、会計法の上記規定に基づいて5年の経過をもって時効により消滅するものとしており、本件の原処分もこれに倣ったものということができる。

2 これに対し、請求人は、別紙記載のとおり、平成○年○月○日に、年金の相談のため、当時の○○社会保険事務所を訪れたが、その際の担当職員の説明では、今も年金はいただけるが、働き続け70歳近くに請求すれば年金が増額になることであり、5年の経過で時効により支払われないとの説明はなかったとして、時効による消滅を理由に本件不支給分を支給しないのは不当である旨主張しているため、以下、検討する。

(1) 日本年金機構○○年金事務所(以下「年金事務所」という。)が作成したものと認められる「経過書」と題する書面があり、これによれば、請求人とその妻が、平成○年○月○日、年金事務所を訪れて、平成○年ころ(60歳到達時ころ)○○社会保険事務所に相談に行った際、70歳で請求すると増額されることのみ伝えられ、時効があることを知らされなかった旨主張して、検討を求めたこと、その後、当該来所日特定のための作業や時効の適用の可否等についてのやりとりが進められ、平成○年○月○日に、請求人に係る平成○年○月○日の「年金相談申出書(受付票)」(以下「相談受付票」という。)が発見されたこと、しかし、その内容からは、説明誤りについて明

確に判断することができないとする年金事務所側の説明に請求人の納得が得られず、本件の審査請求に至ったことなどの経過が記載されている。

(2) 上記の相談受付票には、欄外に「〇〇.〇〇.〇〇」とのスタンプが押され、手書きで「〇：〇〇」と付記されているほか、相談者による記入欄には、請求人の氏名、生年月日、住所、電話番号、基礎年金番号が記載され、その他の記載はなく、職員記入欄では、年金相談申出処理票の欄の中の、「老齢（基礎・厚生）・繰上げ・繰下げ・年金見込額」の「厚生）・繰上げ・繰下げ・年金見込額」の部分が丸く囲まれており、また、相談内容の欄では、「裁定に関する相談」のうちの「年金の裁定手続に関する相談」の部分が丸く囲まれていて、相談対象者の「被保険者」にチェックがなされているだけで、その余の部分には何らの記載もなく、担当職員、処理時間の欄にも記載のないことが認められる。

(3) 請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を新規取得して、平成〇年〇月〇日にこれを喪失し、その後、平成〇年〇月〇日に再取得していることが認められる。したがって、請求人は、上記の相談受付票に係る平成〇年〇月〇日は、請求人が60歳に達した同年〇月〇日の約1か月後であり、当時勤務していた事業所を退職した同年〇月〇日の前日ということになる。そして、平成〇年〇月〇日になって、被保険者資格を再取得していることから、平成〇年〇月〇日の時点では、すぐに就労する予定はなかったものと思われる。

(4) 請求人は、審査請求書及び再審査請求において提出した別紙において、平成〇年〇月〇日に、〇〇社会保険事務所へ年金の相談に赴き、その際の相談員からは、今も年金をもらえるが、

働き続けて70歳近くに請求すれば年金が増額になるとの説明を受けたが、時効についての説明はなく、年金に時効があることは知らなかったものであり、その説明があれば、これまで年金を請求しないわけがない旨、一貫して主張している。そして、その主張は、その内容や、これに符合する相談受付票がその後に見つかったこと、実際に、説明を受けたとする内容のとおり、70歳に近づいた平成〇年〇月〇日に至って、初めて、本件の裁定請求に及んでいることなどの事情に照らして、信用することができるものと認められる。

3 以上によれば、請求人は、既に60歳に達し、当時勤務していた事業所を退職後、すぐに再就職の予定もなかったことなどから、退職日の前日の平成〇年〇月〇日に、年金についての説明を受けるべく、当時の〇〇社会保険事務所を訪れたことが認められるのであり、また、相談受付票では、年金の裁定手続に関する相談であったとされていることから、請求人は、当該時点において、年金を受給することができるのであれば、その裁定請求の手続を行う意思で相談に赴いたものということができる。また、その時点では、既に請求人に係る特老厚年金の受給権は発生していたのであるから、特老厚年金の裁定請求の手続に関する案内がなされれば足りるものであったところ、担当職員からは、繰下げ請求により70歳が近づいてから請求すれば年金が増額になるとの説明を受けたため、請求人は、特老厚年金についても同様と考えて、その裁定請求の手続を行わなかったものと認められる。そうであれば、時効についての説明の有無や要否より前に、特老厚年金に関する説明の適否が問題とされなければならず、担当職員が、繰下げ請求についてまで説明した理由や、特老厚年金に関する部分を含む、その際に行った説明内容の詳細は本件記録からは明らかではないが、少なくとも、その説明の

結果、請求人が、特老厚年金を含めて、70歳が近づいたころの繰下げ請求によって年金が増額されるものと誤って認識してしまったものということができるのであるから、その説明は不適切なものであったといわざるを得ない。なお、本件手続の全趣旨によれば、年金事務所においても、時効に関してとはしているが、説明に不適切な点があったとして、事務処理誤りに該当するのではないかとの懸念を有していたことがうかがわれるのである。

そして、請求人に対し、その時点で特老厚年金の裁定請求をすることができ、同年金については繰下げ請求によって年金が増額とはならないことについての的確な説明がなされていれば、請求人に認められる当時の事情に照らして、請求人は、直ちに特老厚年金の裁定請求手続を行っていたものと考えられる。したがって、本件では、請求人が平成〇年〇月〇日に〇〇社会保険事務所を訪れて、年金の裁定手続に関する相談をしたにもかかわらず、担当職員の不適切な説明と対応により、特老厚年金の裁定請求をすることができなかったものというべきであり、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らして、本件にあっては、この相談の日にその裁定請求がなされたものと認めるのが相当である。

- 4 以上によれば、本件では、平成〇年〇月〇日に請求人からの特老厚年金の裁定請求がなされたものと認めるのが相当であり、請求人に対して本件不支給分の支給がなされるべきであり、これに反して、平成〇年〇月以前の分は時効により消滅したとして、同年〇月分から特老厚年金を支給するとした原処分は相当でないので、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。